

○長崎市よかまちづくり基本条例

平成27年9月30日条例第39号

長崎市においては、これまでも市民がまちづくりに参画し、行政とも協働を重ねてきました。それらのつながりをさらに強めることで、どのような時代の変化にも対応できる真に自立した「よかまち」を実現するため、長崎市におけるまちづくりの基本的な考え方や市民の役割等を明確にした、長崎市よかまちづくり基本条例をここに制定します。

略

(市民の役割) 口語体

第5条 私たち市民は、自分たちのまちに関心を持ち、自分たちのまちをよく知るために、お互いに情報を出し合い共有します。

2 私たち市民は、自分でできることは自分で、自分たちでできることは自分たちでという気持ちで、積極的にまちづくりに参画します。

3 私たち市民は、まちづくりにあたり、お互いに相手の立場を理解しおもしろいやりをもつて、様々な担い手とつながり、積極的に協働します。

4 私たち市民は、先人から受け継いだ交流により栄えたまちを、さらに発展させ、みんなでまちをつくるという気持ちとともに、未来を担う子どもたちに継承します。

○日田市自治基本条例

平成25年12月19日

前文

私たちのまち日田市は、阿蘇、くじゅう山系や英彦山系の美しい山々に囲まれ、これらの山で育まれた豊富な水に恵まれていることから「水郷ひた」と呼ばれ、山紫水明の豊かな自然に満ち溢れたまちです。

また、古くから北部九州の各地を結ぶ交通の要衝にあり、江戸時代には幕府直轄地である天領として繁栄してきました。当時、廣瀬淡窓が開いた「咸宜園」では、個性を尊重する教育が行われ、優秀な人材の輩出に貢献した文教のまちでもあります。

このように、先人が守り育ててきた素晴らしい自然、歴史、文化に満ちたこのまちに、私たちは、誇りと責任を持ち、これらをより発展させ、次世代に引き継いでいくとともに、互いの人権を尊重し、みんながしあわせを感じることができる住みよい地域社会の構築を進めていかなければなりません。

そのためには、市民、市議会及び市長等がそれぞれの責任や役割を認識するとともに、互いに協力しながら、よりよいまちづくりに取り組むことが大切です。よって、ここにまちづくりの主体は市民であるという理念のもと、この条例を制定します。

(市民の責務)

第6条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、次の世代のことも考え、まちづくりに努めるものとする。

2 市民は、まちづくりに参画するに当たっては、互いに尊重しながら、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。

3 市民は、地域における課題等について、市民同士での話し合いを通じ、課題の解決に向かうよう努めるものとする。

○糸島市まちづくり基本条例

平成24年10月5日条例第27号

(市民の責務)

第11条 市民は、まちづくりに関心を持ち、情報の把握に努めなければならない。

2 市民は、まちづくりの主体としての自覚を持ち、相互に連携しながら、積極的に参画するよう努めなければならない。

3 市民は、自らの知識、経験、技術、思考、行動を積極的にまちづくりに活用するよう努めなければならない。

○大分市まちづくり自治基本条例

(市民の責務)

第6条 市民は、自らが自治の主体であることを認識するとともに、まちづくりに関し次に掲げる責務を負う。

- (1) まちづくりへ積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。
- (2) 互いに権利を尊重し、理解し、及び協力するよう努めること。
- (3) 自らの発言と行動に責任を持つこと。
- (4) 地域コミュニティへの参加を通じて、助け合いの精神を育み、地域の課題解決に向けた行動に努めること。
- (5) 行政サービスに伴う市税等、応分の負担を負うこと。

○筑紫野市市民自治基本条例

平成22年6月29日条例第23号

(市民等の責務)

第6条 市民等は、まちづくりの主体として互いに尊重しなければならない。

- 2 市民等は、市民の負託に基づき定められた条例及び規則等を遵守しなければならない。
- 3 市民等は、まちづくりに参加するよう努め、自らの発言及び行動に責任を持たなければならない。
- 4 市民等は、次世代によりよい筑紫野市を引き継ぐよう努めなければならない。

○北九州市自治基本条例

平成22年9月30日条例第30号

(市民の責務)

第8条 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、人が大切にされるまちを実現するため、互いの人権を尊重するものとする。

- 2 市民は、自治の主体として発言をし、又は行動するに当たっては、その発言及び行動に責任を持つものとする。
- 3 市民は、法令等の定めるところにより、市政運営に伴う負担を分任する責務を有する。

○熊本市自治基本条例

平成21年9月18日条例第37号

(市民の責務)

第6条 市民は、日本国憲法及び法令に定める義務を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる責務を果たします。

- (1) 市政・まちづくりへ積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。
- (2) 市政・まちづくりへの参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つこと。
- 2 事業者、地域団体、市民活動団体等は、その事業又は活動が社会生活に及ぼす影響に十分配慮するとともに、社会との調和に努め、まちづくりに取り組みます。

○由布市住民自治基本条例

平成21年9月25日条例第39号

(市民等と事業者の役割と責務)

第7条 市民等及び事業者は、行政サービスにともなう納税の義務を果たさなければならない。

- 2 市民等及び事業者は、積極的なまちづくりへの参画及び地域自治への貢献に努めるものとする。
- 3 市民等及び事業者は、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持つものとする。

他自治体の自治基本条例における「住民投票」の条文

自治体名	条 文
豊島区 H18.4.1	<p>第24条 区は、区政に重大な影響を有する事項について、住民投票制度設けことができる。</p> <p>2 区は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>3 住民投票の実施に関して必要な事項は、別条例で定める。</p>
札幌市 H19.4.1	<p>第22条 市は、市政に関する重要な事項について、住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。）の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p>
宇都宮市 H21.4.1	<p>第15条 市は、市政に係る特に重要な事項について、直接に住民の意思を確認する必要があると認めるときは、事案ごとに別に条例で定めるところにより住民投票を実施し、その結果を尊重しなければならない。</p>
茅ヶ崎市 H22.4.1	<p>第28条 市は、別に条例を定めることにより、市政に係る重要事項について、直接に住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 市長は、住民投票を実施するときは、住民投票の争点を明らかにするとともに、住民が当該争点について判断するのに必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p>
明石市 H22.4.1	<p>第14条 将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項について、住民が市長に対して住民投票の実施を請求したときは、市長は、住民投票を実施しなければならない。</p> <p>2 市長等及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>3 住民投票の発議要件、請求手続、投票に付すべき事項、投票の資格要件、実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。</p>
北九州市 H22.10.1	<p>第25条 市は、市政に関し、特に重要な事項について、住民（法人を除く。）の意思を直接確認するため、事案ごとに別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 市長は、住民投票を実施するに当たっては、投票の結果の取扱いについて、あらかじめ見解を述べるものとする。</p>
高浜市 H23.4.1	<p>第14条 市政に関する重要事項について、市民の意思を確認するため、投票資格を有する市民の請求又は議会若しくは市長の発議により、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。</p>
大分市 H24.4.1	<p>第26条 市長は、市政に関する重要な事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければならない。</p> <p>3 住民投票の実施に関し必要な事項は、事案ごとに別に条例で定めるものとする。</p>

自治体	条 文
宮古市 H20.7.1	<p>第20条 市長は、市政に関する重要事項について、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。</p> <p>第21条 市内に住所を有する年齢満18年以上の者は、市政に関する重要事項について、その総数の5分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 市議会は、市政に関する重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て住民投票を提案することができ、かつ、出席議員の過半数の賛成により、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>3 市長は、市政に関する重要事項について、自ら住民投票の実施を市議会に提案することができる。</p> <p>4 市長は、第1項又は第2項による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。</p> <p>5 住民投票の投票権を有する者は、市内に住所を有する年齢満18年以上の者とする。</p> <p>6 住民投票の実施に関する手続きその他必要な事項については、別に条例で定めるものとする。</p>
豊中市 H19.4.1	<p>第30条 市内に住所を有する満18歳以上の者（外国人を含む。第3項において同じ。）は、将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項に関し、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市長に対し市民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。</p> <p>3 市民投票の投票権を有する者は、市内に住所を有する満18歳以上の者とする。</p> <p>4 市長及び市議会は、市民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>5 市民投票の実施に関する手続きその他必要な事項は、別に条例で定める</p>
熊本市 H22.4.1	<p>第37条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を把握するため、その事項ごとに定められる条例により、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 市長は、住民投票の結果を尊重します。</p> <p>第38条 本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。</p> <p>2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。</p> <p>3 市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。</p>